

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

## 相続財産が申告期限まで未分割である場合の注意点

Q 相続が発生しましたが、相続人間で遺産分割協議が難航しており、申告期限まで遺産分割協議がまとまりそうもありません。この場合、なにか注意すべき点がありますか？

### 解説

申告期限まで遺産が未分割の場合、小規模宅地等の特例等の優遇が受けることができません。ただし、一定の届出書を提出すれば、後日確定した後、受けることが可能です。

## 1. 遺産が未分割の場合の相続税の計算

遺産が未分割の場合でも申告期限まで申告をする必要があります。遺産が未分割の場合は、基本的に**法定相続分**に従って、財産を取得したものととして相続税の計算をして、申告します。その後、相続財産の分割が行われ、その分割に基づき計算した税額と申告した税額と異なるときは、実際に分割した財産の額に基づいて**修正申告または更正の請求**をすることができます。

## 2. 遺産が未分割の場合の各種特例

当初の申告時に分割が行われていない財産については、**小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減の特例の適用を受けることはできません**。ただし、相続税の申告書に「**申告期限後3年以内の分割見込書**」を添付して提出すれば、相続税の申告期限から3年以内に分割された場合には、特例の適用を受けることができます。この場合、**分割が行われた日の翌日から4か月以内**に「**更正の請求**」を行うことができます。

## 3. 3年経過しても分割協議がまとまらない場合

相続税の申告期限の翌日から3年を経過する日において相続等に関する訴えが提起されているなど相続財産が分割されなかったことにつき一定のやむを得ない事情がある場合において、申告期限後3年を経過する日の翌日から2か月を経過する日までに、「**遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書**」を税務署に提出すれば、判決の確定の日など相続財産の分割ができることとなった日の翌日から4か月以内に分割されたときは、これらの特例の適用を受けることができます。受ける場合は**分割が行われた日の翌日から4か月以内**に「**更正の請求**」を行う必要があります。

### 要するに…

申告期限まで遺産分割協議まとまらない場合、小規模宅地等の特例や配偶者の税額軽減などの特例は使えません。当初申告時に忘れずに**分割見込書**を提出しましょう。